

治水・特定かんがい・都市用水の供給を目的として、昭和54年度に完成した多目的堰です。

## 治 水

旧坂根堰を可動堰化して、洪水の安全な流下をはかるとともに下流既得用水の補給を行う等、河川の正常な機能の維持を図ります。

## 特定かんがい計画

旧坂根、吉井両堰を統合してかんがい用水のための取水位を確保する。

(単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

取水施設	【農業用水利】 許 可 水 利 権 (坂根堰地点)					
	期別 5/1~6/15	6/16~6/20	6/21~6/25	6/26~6/30	7/1~9/30	10/1~4/30
大内用水	0.065	0.065	0.303	0.303	0.263	0.052
倉安川用水	0.693	0.693	3.218	3.218	2.074	0.554
大用水	3.111	14.479	14.479	14.479	10.063	2.489
樋ノ口用水	0.914	4.186	4.186	2.886	2.886	0.731
二膳領用水	0.058	0.058	0.260	0.260	0.176	0.046
三膳領用水	0.596	0.596	2.688	2.688	1.825	0.478
合 計	5.437	20.077	25.134	23.834	17.287	4.350

## 都市用水計画

岡山市及び周辺市町に100,000 $\text{m}^3$ /日を供給する。

(単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

【都市用水利用】 水 利 権 者 (坂根堰新規開発分)		
工業用水	麒麟麦酒 ㈱	0.077
	山陽板紙工業 ㈱	0.081
	独立行政法人国立印刷局	0.046
	テイカ ㈱	0.006
上水道	赤磐市水道	0.035
	岡山県広域水道企業団	0.486
	岡山市水道	0.209
	瀬戸内市水道	0.148
	備前市水道	0.069
合 計		1.157